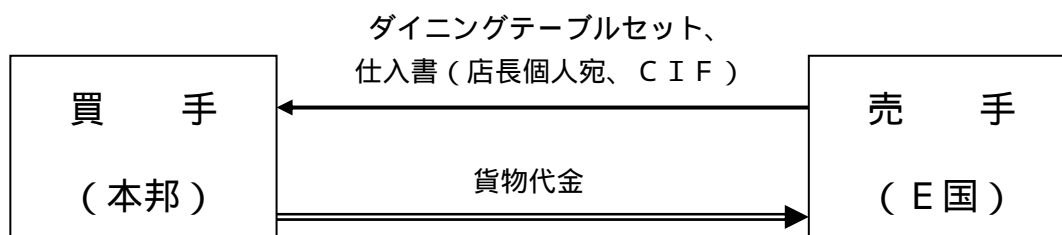


1. 業務用貨物を個人名義で輸入する場合の課税価格



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からC I F条件でダイニングテーブルセットを購入（輸入）します。

この貨物は、当社が本邦にてチェーン展開をしているレストランで使用するものですが、搬入する店舗の店長自身が買い付けたものであることから、仕入書の名宛人は搬入先の店舗の店長名となっており、輸入（納税）申告も仕入書の名宛人である店長個人名で行います。

輸入貨物の課税価格を計算する際、その輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる場合で、その輸入者の個人的な使用に供されると認められる場合には、その輸入貨物の課税価格はその貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格とする特例がありますが、今般当社が輸入する貨物の課税価格を計算するにあたって、この特例を適用して「通常の卸取引の段階の価格」を基に計算してよいですか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が輸入する貨物は、輸入者の個人的な使用に供される輸入貨物とは認められないため、関税定率法第4条の6第2項に定める「輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格」を基とする課税価格の決定の特例を適用して課税価格を計算することはできません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

ただし、輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物で、その輸入者の個人的な使用に供されると認められるものであるときには、その貨物の課税価格はその小売取引における価格によることなく、その貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格によることとされています。

上記の取引において、貴社（買手）がこの貨物を搬入する店舗の店長の個人名義により輸入する貨物は、業務において使用される貨物であることから、輸入者の個人的な使用に供される輸入貨物に係る課税価格の決定の特例を適用して課税価格を計算することはできません。

なお、課税価格の決定の特例の適用の可否又は諾否は、貨物が輸入者の個人的な使用

に供されると認められるか否かによって判断されますので、仕入書の名宛人が個人名であるか否かにより判断されるものではありません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、第4条の6第2項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4の6-2

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)